

第 3 回 議会改革特別委員会

令和 6 年 7 月 11 日 (木) 5 階 第 1 委員会室	開 会 1 3 時 2 6 分 閉 会 1 4 時 1 9 分
-------------------------------------	------------------------------------

午後 1 時 26 分 開会

○委員長（熊谷隆男君）

それでは、その後の報告もないようですので、定時前ですけども始めたいと思います。

傍聴の申出がありましたので、それを許可いたします。

それでは、令和 6 年第 3 回議会改革特別委員会を開催いたします。よろしくお願いします。

まず最初に、配られているものが、瑞浪市議会会議規則等のつづりと、それから、議会運営に関する主な申し合わせ事項というのがあると思いますけども、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それで、もう一つが、今配られました議会改革特別委員会の今年度の検討課題、検討議題というふうにしてますけども、委員会ですので、議題というふうにさせていただきました。

これは前回、皆さんから意見を聴取して、見直しに係る議会運営、委員会活動の見直しに係る御意見の中から、今、樋田議会運営委員長が見えますけど、議会運営委員会へお願いした件を抜き、それから、会派で扱うべきものも抜き、また、それから、これは議会改革とちょっと離れてるといふようなものもちょっと抜かさせていただいて、やれる範囲でということで抽出したものです。

それについて、まずさらっと説明をしていきたいと思いますが、議場、委員会への持込みに関してっていうのが一番です。

これはどういうことか出たか。細かく言えば、中に持ち込むものをどうするかということで、これ自体は会議規則 152 条を見て探していただくと分かるかと思いますが、152 条に、そこにはこの紙を使って、こういうメモをしていってもらうとよく分かるかと思いますが、152 条に大分最後のほうになりますけども。

いいですか。ちょっと読みますと「議場または委員会の会議室に入るものは、帽子、外とう、襟巻、杖、傘の類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときはこの限りではない」ということです。

これに対して、どなたの御意見とは言いませんが、PC であるとか、飲料水であるとか、それから、膝掛けであるとか、そういうものはいいんではないかという意味合いで出たことですが、規則の中では、足が悪くてね、つえを持って入れないと。

152 条で言うと、帽子も、まあ、帽子を持って入る必要はないと思いますが。ただ、襟巻、杖、傘というふうに固有に規定をすべきか。今後検討するところは。細かくそういうことの申し合わせが必要なのか、もっと文書的に言えば、議会運営に差し支えるようなものは持ってはいけないとか、そういう、私物で必要ないものは持ち込む必要はないとか、そういう文言のほうがいいので

はないかということを思って、ここで水なんかを、飲物なんかを持ち込んでもいいのではないかというこの提案ですけども、それは、そういうことをも必要なものと認めるかどうかってことになってくるわけやけども。

このことについて、ここで今話さないです。これ今、僕が言ったことをちょっと書いてメモしてもらおうと、そういう意味合いで皆さんの御意見を今後聞いていきたいと、議論をしていただきたいと。

要は細かく「何々は駄目」というものを示すべきか、「何々はよしとする」ということは難しいわけですけども、もっと人に迷惑をかけないものは持っていつては、持ち込んじやいかんよとか、そのことの文言をもうちょっと改めないと、これあまりにも規定し過ぎると、ほんならこれはいいとか、これはあかんのかっていうことになってくるっていうのは、やりにくいのではないかなということを書いてみえるのだろうと思います。

そういう意味では、一回、その辺のところを図っていただきたい。

それで、152条の上の151条、「品位の尊重」というところで「議員は議会の品位を重んじなければならぬ」ということですので、この品位というものは、衣装であるとか、それから、言葉であったりとか、そういうことも含まれて品位と。これは非常に抽象的であるのに、その下のことになるとやけに詳細であると。

その辺のところもひっくるめて、この151条、152条のところを皆さんの意見を一回お聞きして、これ個人によって思いも違うし、これ間違っるとということないんで、自分の意見を一回考えてみてください。

この151条、152条のところは、品位を重んじなければいけない、持ち込まれるもの、携帯品についても、その言葉で含めることも可能であるし、そうやなくて、やはり詳細に書くべき。

これ水は持ってはいけないということは書いてないやね。書いてないけども、規制されておることになるわけで、これをもうちょっと、今の時に合ったものにするのには、どうした表現がいいのかと。

申し合わせ事項ですので、議会の議決を要しないで議員が決めることですので、皆さんの御意見をあれした上で、議会運営委員会で申し合わせ事項の見直しというところで上げていただいて、協議会を開くか、同意を得られれば変えたいというのが道筋です。

ただ、多少、皆さん御意見を聞かずに、それではというわけにいかないし、それでは委員会として役目を果たさないんで、次回までに多少思いついたときに、これを広げていただくと、その前後のことも分かりますので、一回、考えておいてください。

これが1番です。よろしいですか。

それから、2番の議案質疑について。これはもう一方の、今度、会議規則を先に書きましたので、会議規則の51条、52条、発言というところに入ります。148ページ。

これはどういうことかということ、議会での発言ということで、これはもう本当に古い時代のときからの話になった規則でもあるかなということを感じるわけですけども、議場での発言というものに

は必ず許可が要るということを示しておるわけです。

指名されれば、それは許可に当たるわけで、いいわけですけども、あらかじめ発言通告書を提出せよという。この発言通告書なんてやつ書いた覚えもないので、いつの時代であろうかということになるわけです。

それで、発言通告というものの意味合いというのは、かつて、樋田委員が動議を出したようなことがあって、あれも通告書が要るのかなと、今思えばあるわけですけども、そうでないと発言通告が必要っていうとどういうことを指すのかなと、深掘りすると。

例えば、討論で前でしゃべってもらうのであったりとか、委員長報告であるにしようが、議会でしゃべるときには議長の指名によって行われるべきもので、それ以外で発言をする機会っていうのは、あまり思い当たらないわけですけども、それに加えて、この51条は、そのことについての関わりのあるところで、これ読んでいただくと、討論の仕方、討論を通告しなさいよ、質疑を通告しなさいよ、質疑、討論についてはという、質疑についてはその要旨、討論については反対または賛成を。これを発言通告書によって、今までも討論と、それから、通告をするということをしてきたわけです。

何を言いたいと言えば、委員会の質疑をというのは、地域経済建設委員会があって、総務厚生学教委員会があって、この人がこちらのことで質疑ができんから、ここで質疑を質問するわけやね。こちらのことは分からない、この人はこちらのことについて質問するわけ。

ところが、委員会でやるときには、こちらの委員会で質疑するときには、みんな挙手質疑で何回もできるわけ。ところが、委員会が違ったら、この次に出てきますけども、回数も制限されると。2回までしかできないと。なおかつ通告せよと。

委員会が違うけども、何回も聞きたいと。これもっと自由にしたらいいやないかというのが僕思うところで、それで、あれ、わざわざ1日取ったわけですよ。開会をして、4日目、5日目のときに議案質疑っていう日が取ってあって、今のところなかなか質疑って出ない。

かつて柴田委員が通告して質疑してくれたことがあるわけやけども、それも2回の制限がある中に、また通告しとって、仮に答えのほうで、疑うわけやないけど、下手な答弁をしたとしても、その先聞けなんだということは、何のために質疑したか分からないと。

次、もう一度聞いてくれるとよう分かるのについてというのが、ストップかけられるっていうことが、意味合いが分からない。あの日、1日取ってあるのに、なかなかそれ進まないというのは、予算決算委員会ができて、委員会のことに対する質問が、議案が少なくなってるので、なかなかそれに対する質問というのができないということがあるけども、もっと質問は自由にしたほうがいいのではないかと。

通告は許したとしても、発言回数の制約っていうのはいかなものかと。

これ何でこんなことが出てきたかというと、今、多治見がもめとって、多治見は一回、もう10年以上のときに視察に見えて、このことに限って聞いてきたことがある。

それでどういうことかということ、多治見のように、会派が幾つもあると、自由にしちゃつとると、

一人の人がいると関連質問で、挙手発言っていう言葉で質問する。もう終わりがなく続く。全然終わらない。もうどんどん長くしたいという時代があったわけやね、瑞浪でも。

そうすると、それをある程度集約するということの時代について、こういうことになったんやなって僕は思うわけよ。瑞浪の場合は。

ところが、多治見の中でも自由に発言して、そんなもの時間制限なくやったほうがいいっていう人たちと、それのおかげで全然進まんやないかと、次は同じこと何回も人が代わって聞くやないかとこうなる。うちは関連質問はないのでそれはないけども、もうそのことに限って、何回も同じことの言い合いのようになると。

それっていうのが、実に生産性がないということで。

瑞浪の場合は、そういう制約をかけとるので、多治見はどういうふうでそういうふうに対処するというところで聞きに来た経緯があります。

そやから、これは僕はせめて回数の制限はね、なくてもいいのではないかと。委員会ではみんな自由に、何回も聞きよるやら、もう一遍ちょっと聞きたいですと。ほかの委員会だったら通告して、読み上げるがごとくして聞くと。執行部のほうからすると、突然そこで数字のことを聞かれても答えられんで通告にしてもらいたいと。

そうやけども、予算決算委員会がなくなって、数字上のことを聞くということ自体は、通告で出てきとったら資料を持っとるし、答えられんことはないと思うわけやね、俺はある程度。答えられなきゃ後でって言えばいい話なので、これは一回、考えていただきたいということでの提案です。

これについても、また皆さんの御意見を伺いますけども、これについては少し長く持って皆さんに検討してもらって、皆さんから、ほかの方からも意見聴取をした上で進めたいと思いますので、この2番について、議案質疑については、52条、それから、56条というのものもあるわけやけども。

回数やね。それで、これについて、一回これも考えておいてほしい。これはすぐには扱いませんので、次回にはお聞きしますが、皆さんの中でどんな方法、どんな文言がいいか、回数の制限は撤廃すればいいのか、それとも、通告もなしでいいのではないかとというようなことで。

そういうことで行きたいと思いますので、少しこれ、こういうことも課題であるということだけ頭に入れといて、自分なりの御意見をまとめていただきたいというふうに思います。

ほかのところで調べてもらっても結構ですし、結構これはばらばらやというふうに思います。

今、柴田委員、すみません、進めてますけども。

あとで、1番、2番のところについては、また個別で説明しますので。

そういうことで行きたいと思います。まず1番は、次のときまでに考えといてください。2番は、これからしばらくの間、ほかのものが片付いてからやりたいということで、皆さん考えています。

3番はモニター使用について。

これは、モニター使用についての御意見はどういうことだったかということ言うと、自分のところ、議会だけで使つとると。議会だけの使用でありますよということでした。執行部が使うということになってないところがあります。

こういう書かれたものでいうと、例えば、何年度から何年度までの数字はどのように映ってますかっていうと、口頭で、平成何年が何件、平成何年には何件、こういうことで読み上げで、それを慌てて拾うというような作業になる。この間、多分あれのとき、樋田委員に、空き家の件数の報告をしとって、日吉のやつを考えとるうちに、ほかのやつを読み上げられとって、頭に入らへんで書けへんっていうのがあわけです。

それで、モニターを使って表示してくれればいいのではないかと。ただ、何が問題かという、もう質問の打ち合わせはしとるのは議員は分かってるわけやけど、市民の皆さんや何かからすると、もう芝居じゃないかと。こちらが質問するのに答えが決まっとして、用意しとって、シナリオができて、こちらにしたらこう出るって、おかしいじゃないかということになる。

ただ、僕は要旨の中で、何々はどのようなかという、ここ数年の数字はどのようなかという質問があるときは、もう答えだけでその数字を出すわけやから、そういうことに関しては執行部は出してもいいと思うわけね。

ところが、再質問の説明の中で、この辺とどのように変わりますかぐらい書いておくと、過去5年について調べましたわ、勝手に執行部が思うだけのことで、否定もしてないので、これに関しては出す必要もないということを使うわなと思うわけ。

そうやから、これからは通告によっても平成何年から何年の5年間でどの数字かっていうことを要旨に入れたような場合は、やっぱりそれを使っていいのではないかなと。

それから、場所の指定で、どここのため池が非常に悪いということを言ったときに、どうにかしようっていったときに、今やと議員がその写真を撮ってこうやって提示すると。そやけど、正式な地図というものであるとか、池の地形であるとかそういうものっていう図面なんかは、やっぱり執行部からもらって議員が作るわけやけど、執行部が出してくれてもいいわけやな。あの地図自体を説明するときには。

これはこういうふうで、今、表示してあるところのこれは、こういうことでっていうことのような使い方もあるということで、モニターの使用をもうちょっと拡充したらどうだろうということの提案をいただきました。

これについても、1番と同様に、1番、3番は、皆さんの御意見を次回にお聞きしたいと。どんな意見も。やっぱり議員だけで使ったほうがいいと言えば、それまでやし。今、何か意見があれば。

○5番（加藤輔之君）

執行部も使ってもいいというふうか。

○委員長（熊谷隆男君）

そういうふうにしよと。

今は議員だけで使わないかんということやら、執行部は使わんほうが楽は楽なんですよ。それで、執行部がしっかりしたやつを出してくれるなら、そのほうがいい場合もあるということです。

議員が、例えば、こういう数字ですねっていうのは、議員が調べた数字を出しとると。ところが、答弁で言うやつは正式な数字やでね。執行部の言う数字は。それはやっぱりしっかり出してもらっ

たっていいのではないかなと。読み上げるにしても、あそこに写してくれてもいいんじゃないかなということで、もうちょっとモニターの活用をということで、皆さんはそれ、必要であるのか、そこまで。

これ申し入れのようなことになってる、向こうが嫌やというかも分かりませんが、そのために皆さんの御意見を聞くわけやけど、委員会でそれはどうしてもやってもらいたいということになるのか、やれる範囲でやってくださいということになるのか。

例えば、できる規定であるから、やれる場合はやってくださいぐらいのつもりでいいのか、その辺のところも含めて、皆さんの御意見を次回にお聞きしたいということです。これも宿題のようなふうですけど、次回が最初の一番で長くなればあれになりますけど、考えておいてください。

それから、次が申し合わせ事項になりますけども、4番の質疑・討論の通告期限についてです。

申し合わせ事項の大きい2の本会議（21）（22）になりますけども、質疑と討論。

会議規則の56条、60条にも関わりますが、ここにはもう既にできる規定があることですので、ここで細かく決めているわけですけども、どこがどうやっていうと、通告期限が、これで言うと、通告期限が質疑の場合は定例会議案上程日の翌々日の午後3時までと。それから、討論に関しては、採決の前日、午後5時までということになっておるわけです。

これは事務局サイドの課題でもあるかなというふうに思うところで、議案質疑が上程から3日で、議案質疑が行われるのが5日後、6日後であったら、何でそれを議案質疑の日の前日まででも本当はよいかも分からんと。

今の上程日から3日後っていうのはさ、3日後に議案質疑なんか絶対ないわね、今。もう5日後か6日後ぐらいになるんやない。平均で。一週間ぐらいに近い。そしたら、議案質疑が行われる2日前までにとか、そういうことじゃいかんわけ。本当に早くせないかんのかなという。

というのは何かというと、さっき言ったみたいに、委員会が違って、ほかの委員会のことの出た議案を知るのに、上程をされてから3日の間で通告まで持っていきなさいよっていうくくりは、もうこの規則全体はそうやって評価すると、なるべく質疑はするなよの間の規則。この今までの規則が。

だから、できるのでいえば、質疑なんかは、これ何でかって言ったら、執行部のその答弁を求める時間を、作らせる期間を作るために、こういうことにしとるわけやけども、議案質疑が行われる日の2日前、3日前っていうふうな表記であっても、仮に言えば答えは検討できるところがあると思うわけよ。

これも考えていただきたいということです。じゃあ、どういうふうな表記がいいのかと。

もう一つの討論というほうは、今は採決の前日の午後5時までとすると。討論というのは、なかなかやるかやらんか、いつももめるところで、最初に出すほうの人も考えるところでありますけども、これこそ事務局のほうから催促がどういうあれやったね。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

討論を少し早くしていただきたいんです。というのは、カメラワークがありまして、5時に出し

ていただくと、その後、カメラワークを回す必要がありますので、少し、3時でもいいですので、早くしていただけるとありがたいです。

○委員長（熊谷隆男君）

そういうようなことで出て、討論は前日の5時までということで、やる日の前の日の5時までには討論の通告が可と。極端なことを言うと、本会議場で討論はありませんかと聞いて、挙手発言もオーケーなわけですから、事実上で言うと。これは通告しなくていいんじゃないかということになるわけです。これ通告をしないと、反対討論で賛成討論が生まれないので、通告してもらった方がいいです。

ところが、これが5時やったら、5時間際に出されたときに、次の日の本番の朝にしか賛成討論を作れないことに、出せないことになっちゃうわけやね。そうすると、厳密に言えば通告できないことになっちゃうわけですよ。

そやけど、今はそれ、アンニュイな感じになっとるもん、してもらえるけども、本来で言うと、受け付けられんことになる。そうかと言って、「ほかに討論はありませんか」って言って、みんなに議場で議長が問うんやから、「はい」って手を挙げれば、挙手発言でできるわけ。

ところがこれね、発言のところで、文書も残さなきゃいけないことになっとるわけ。本当のことを言うと、自分の、わたくし言葉やなくて、きっちりした文書で読めと。それを提出せよということになっとるわけやから、それがその時間内でできるかということがあるので、これについても時間を早めるということも必要であるし、皆さんの議論をこれから進めたいところの一つの提案というか、4番の質疑・討論の通告期限についてというところで、資料の申し合わせ、文書を配ってありますので、これも一回、検討していただきたいということです。

○議長（成瀬徳夫君）

委員長いい。今のことで。

○委員長（熊谷隆男君）

はい。

○議長（成瀬徳夫君）

僕は討論、通告なしで討論やったことあるけど。

○委員長（熊谷隆男君）

ちょっとごめんなさい。そのこと、それについては、こういう意見を、今度のときに、皆さんの御意見を聞くときに聞きます。

今、何でこれが出たかという、この出した人の代わりに言いよるわけですけど、ちょっと検討を自分で、自分の意見はどうやっていうのをまとめていただきたいということによって。そのときにまた言ってください。

次に、5の請願・陳情、要望について、会議規則の139条から145条、議会運営の申し合わせ事項の2の本会議（23）（24）に当たります。

これは特に事務局のほうから。議会事務局総務課長 加藤真由子君。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

お手元に平成18年4月21日、陳情書などの取扱いについてという文書があります。陳情については、定例会開始前の、開催前の委員会、議会運営委員会開催日の10日前までに受理した陳情とするということも書かれておりますが、今、陳情の扱いが、縮まるということは、陳情・要望の扱いが、こちらにはあるんですけども、皆さんが同じ思いでいていただきたいということと、請願は請願書の提出と取扱いについての、こちら令和5年の第10回議会運営委員会で否決が出ておりますけども、これは、請願書を提出される方向けの文書になりますけども、流れであったり、提出期限であったりという、こういうものが決めてあるんですけども、実際に会議規則がなく、議会運営の要綱等がマッチしてない部分がありますので、一度見直しをして、いつまでに申し出があるものを、いつの議会運営委員会にかけて、どのように取り扱うか。

あと、市民からの政策提案についても、期限がそれぞればらばらですので、もう一度しっかり見直しをしていただいて、こちら取扱いが最終的に議長の判断で議会運営委員会から配布された、配布された後どうなるかというあたりももう一度、見直しをしていただきたいと思います。

事務局は受け取る、受付をすると、結構、請願ではない、要望とかを出された方が「あれはどうなりましたか」とか、電話が結構あるんです。

前回、2月の県下の局長会議のときに、半数以上の市が陳情・要望にしても文書で受け取っている、文書で結果をお返ししてとのことでした。

で、瑞浪市は今してない状況だったんですけども、本人から要望があった場合は回答を出しております。これを本当は取り決めたいなと思ったんですが、これはちょっと事務局の判断っていうのがあるかもしれないんですけども、ものにもよると思います。

この辺りを一度、申し立てていただければなと思っております。

○委員長（熊谷隆男君）

まず、今、受けた中で言うと、陳情なんかの扱い、それから、市民政策提案、請願についてはどちらかというと、事情の絡みもあるので、規定がきっちりしとるわけですけども、陳情・要望、提案というようなことに関しては、統一したものがなくて、これまた曖昧な出し方だということで、それを精査すると。

これについては、事務局サイドで、一つの形、全部を一回、どれがどうで引いて、表のようなものを作っていただいて、精査すると。請願でも出たので、これを扱いがなくても文書配布でいいやないかっていうのは、議長判断によるところですけども、それについての扱いであったりするので、事務局でこういうぐらいのときにはということで、請願についてはそれでいいんやけど、今度、要望であるとか、陳情というものは何日前とかそういうことっていうのは、市民もしっかり分かっていないと。

だから、政策提案なんかやと、議会運営委員会の開催されるものの何日前のときに、議会運営委員会が開催される日なんか市民なんか分からへんっていう、そんなような規定になつとると。

そこらのところを精査すると。それで、これは合理性が必要になってきて、合理的な運営になっ

てくると、ほんだら2日前でいいわ、3日前でいいわという話を協議しにくいので、差し支えなく順調に行ける形というものを一回、議会事務局で精査してもらおうと。

これをここへ上げていただいて、ここで上げていただいた後に、議会運営委員会へ諮るというようなことにしたいと思いますので、事務局長に迷惑がかかるかもしれませんが、ちょっとそれだけ精査していただきたいというふうにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

よろしいですかね、そういうことで。まずそれが出てきてから検討すると。

次に、6番の委員会協議会、委員長会についてですけども、委員会協議会というのが、議会の申し合わせ事項の中にあります。10番ですけども。

一番最後、議会運営の最後の委員会協議会、目的、委員会を対象とした集会、勉強会、研修会等を行う場として、委員会協議会を設置する。ただし、この会議での審査・決定などは議会としての効力はなく、決定事項については法的効力は認められないということです。今まで、委員会にするのか、委員長の方はみんな、委員会にするのか、勉強会にするのかということがあるわけですけども。

本当に委員を招集するのに、ある程度、形も決まって、日程も入れてということですけど、これはもうちょっと軽くて、委員会協議会を開催するので、皆さん今日、昼終わったら寄ってねというのも委員会協議会として集めることは可能でありますので、委員会協議会というのをもっと使っていただいて、気楽に、ちょっと10時からの開催の会議があるようなときには、9時半にちょっと委員会協議会やりたいので、委員の人は寄ってくれ、そういうようなことでもいいので、もうちょっと委員会活動を活発にするには、そういう使い方も。

そういう使い方をしてもらおうと連絡を密なり、それは全員参加ができなくてもいいので、協議するだけの場を作ってもらおうというのは、これは図らずともやっていただくと。

それから、記載がない、もう一つの委員長会っていうのは、このところ開催を議長の名前でやっていますけども、規約が何もないと。委員長会についてというのは、記載もないというのがありますので、委員長会についても、仮に言えば、議長が必要と認めたときに開催を招集できるっていうことの文言でもいいけども、やっぱり申し合わせ事項には入れるべきではないか。

もしくは委員長会というのは必要ないということであれば、これも一つ宿題のようですが、皆さんに考えていただきたいと思います。

では、もう一遍、今年、令和6年度の検討議題というところでおさらいを。ちょうど稲津のお二人も見えたので、もう一遍、最初から復習で。簡単に言います。

1番の議場・委員会への持込みについては、会議規則152条の携帯品であると。その前の条で、品位のあることをやりなさいというのが120条かな、にあると。それを含めても、きっちりと物を持ち込むという、個別のものを明記すべきか、議場を汚すようなものは駄目だとか、議会運営を邪魔する要素があるから駄目やとか、そういうちょっと相対的な言葉にするかどうか、これ皆さんちょっと次のときに議論をしますので、考えてきてくださいよ。

それから、2番の議案質疑については、これはもうちょっと時間をかけて質疑のやり方、今まで

何度も言ってますけども、発言の通告、順序、発言の回数、それから、通告をしない者の発言っていうのも52条にありますので、これについても読み込みだけしといていただいて、これはほかの細かいのが済んでから議論に移りたいと思いますので、少し先ですけども、一応見るだけ見といてください。

それから、モニター使用についてということは、このモニター使用というのは、執行部にも使ってほしいと。一般質問でのモニター使用が一番知ったものですけども、言ったのは、質問もないのに用意しとったらおかしいやないかと。「お答えします。モニターをご覧ください。こうです」って言ったって、何の質問するか、その内容に応じた、要旨だけならいいけども、打合せしとるやないかっていうのが見えるとあんまりよくないのではないかとということもありますが、分かっとなるのなら、モニター使用をやると、やっていただきたいと。

特に予算決算委員会であつたりとか、土地の取得の地図だけでは分かりにくいところってあるやないですか。道路の市道認定のやつでも、あの地図ではどこの町を指しとるか分からんときが僕なんかあって、ああいう何か、もうちょっと分かりやすく説明してもらってもいいのではないかといいようなことも思うので、モニター使用については、皆さんの御理解が得られれば、委員会の同意ということで、執行部へ申し入れをしようというふうに思います。

もっといろんなことでモニターの使用についての意見があれば、それも伺いたいと思いますので、1、3については、次回お聞きするということ。

その次の4、5を飛ばして、6番の委員長会、委員会協議会についても、早急に答えが出ることで、委員会協議会については、議員を通じて、委員長さんたちにもということと、委員長会については、皆さんで協議してもらって記載するのか、このままでいいのかというようなことについて、この1、2、6については早急に進めたいというふうに思います。

それで、モニター使用についても、3についてもやりますが、これは要望として上げたいので、執行部へ申し入れたいと思いますので、案が浮かべば、いろいろ意見を言っていたいて、申し入れるということにしたいと思います。

こんな場合にも使ってほしいとか、そういうようなことがあれば、言っていただくということにしたいと思います。ちょっと軽いことのような扱いになります。

これ4、5の質疑・討論・通告期限については、一応、今のこの書いてある文言のことを、5番もそうですけど、事務局でちょっと整理をしていただいて、弊害がこういうことがあるというようなこともやった資料を、質疑討論の通告期限と、請願・陳情、要望についても受け付ける日にち、それから、扱い、付託するというのは請願の場合はあれですけども、陳情・要望。

それから、もう一つ、事務局から言われた、出されたところに請願に対する返事、対応の通知をするかどうか。このことについても、そのときに一緒に諮りたいと思いますので、これは最初に言った1、2、6が済んで、後に4、5を精査したいと。3は皆さんの御意見を聞いて申入れだけはすると。

2については、少し会議規則でありますので、これは1と同様に変更のあれですけども、協議が

必要なところでありますので、それ以後やって、目指すは12月議会に議決が必要になりますので、どうかと。

3月ということになると、この委員会が終わった後のあれになるので、少し成果物としては寂しいなと思いますので、12月上程を目指そうというつもりで行きますので、9月議会終了後はできれば今の2の議案質疑についてをやりたい。

もしそれ、この前のやつでできないとすれば、質疑・討論、請願・陳情、要望についても、ちょっと遅れるかもしれませんが、その2つをやって行きたいと。

早急に行くのは、1、3、6を、次回のときにはある程度もう答えを出したいということで、事前に皆さん、今、宿題のように言いましたけど、自分の考えを言っていただいて、委員会としてその方向を示していきたいと思います。

よろしいですか。何か質問、これ、今日、進め方についての説明と、議題についての提案をしたわけですが、何か分からんことがあればまた終わった後でも聞いてもらってもいいんですけど、その中の内容については。

議会改革特別委員会で提案はできても、実際やってもらうのには議会運営委員会の同意も要するというところもあるので、ワンクッション要るので、なるべくならば議会運営委員会の開催を別個にしてもらわんこともあるかもしれんけども、できれば定例の議会運営委員会のところで諮りたいということもありますので、それに合わせて答えを出したいというふうに思いますので。

はい。3番 柴田幸一郎君。

○3番（柴田幸一郎君）

1、3、6は比較的、個人の思想のほうが高く、多数決みたいな形で決めるのか、というふうな形やと思っとるんですけども、どちらも間違いではないと思っておるので、そんなような形で決めるつもりでいるのかも教えていただきたいです。

○委員長（熊谷隆男君）

できれば多数決はあまりよくないので。ただ、皆さんの意見が出たと。まず最初に、これは変える必要がありますよということは認めてもらう。変えるとしたら、こういうふうなことを私は思う、私はこういった意見。意見や議論も、これは議員間討議をしてもらう。そうすると、まとまらないと。

答えを出してこういうふうに決まりましたっていつて議会運営委員会に持っていかなくても、変えることは決めましたと。その中で議論を尽くして、こういう意見が出ましたと。それを今度、議会運営委員会で、議員協議会にしてもらうのか、議員の持ち帰りにしてもらうのか、答えを出してもらう。

議会運営委員会では、今度は多数決になるかもしれんけども、会派となり、何なりの意見があって、議員総意で決めてもらうというのが手順としてはいいのではないかなと。

だから、議論はなしに、何の議論もなしに、出た意見は全部こんな意見ということやなくて、ある程度集約して、2つか3つには絞りたいと。そういう進め方かなと。

もしここで一発で決まっちゃえば、それいいじゃないかっていうことで合意が得られれば、議会改革特別委員会の意見としては、それが決定事項ですっていう提示をしたいというふうに思います。

○3番（柴田幸一郎君）

そうするとこれ、1、3、6の場合は、どのぐらいの時期に委員会を開こうと考えられとるのかを教えてください。

○委員長（熊谷隆男君）

もう次のときが、皆さんのあれで言えば、ほかの委員会もあることでしょうで、平日、同じようなこういう機会になるかと思いますけども、8月中には。

○3番（柴田幸一郎君）

8月中。

○委員長（熊谷隆男君）

それで、9月に入る前の8月後半ぐらいになると、議会運営委員会も比較的、何回か開かなきゃいけないということになってくるというので、示しやすくなるというふうに思いますので、8月半ばぐらいまでにはもう一回やって、そのときに今の3つはある程度答えを出して、言いたいと、伝えたいというふうに思います。

それで、合わせ技で、議会開会中の開催で、さっきの質疑通告は、事務局の進捗にもよりますけども、やりたいと。

その後、9月議会明けからは10月、11月を使って、議案質疑の方法について挙げて、12月に同様に上程してもらうべく、議会運営委員会の折に説明するというような。

回数を絞りたいので、今、ちょっと説明を一番最初におきますので、来たときにまた説明せよっていつて時間かかるので、まとめてになっちゃわんように、もうある程度、個人の意見だけをまとめていただきたいと。私はこうしたいとか。

人を説得するというものでもないので、どれも正しい場合もあるので、自分の意見で言っていたくど。

思わぬことで、聞いてみりゃ、あなたの意見のほうがよくったというような合意が得られれば、そこで答えを出していききたいという進め方で行こうと。

もう一つは、議長も今、ちょっと言いましたけども、議会改革特別委員会も1日の平日の視察を、考えたらどうだろうということで、この間の遠藤先生のあれで、飯田市が随分出てきたので、あそこは移住定住施策も非常に進んでおるところで、いろんなことをやっとなので、飯田市が面白いんじゃないかなと思います。

ほかのところも一回、検討しますけども、日帰り、まだ予算的にも余裕があるかなと想像するところで、議会費が。最初に名のりを上げたほうが頼みやすいと思って、広げるところですけど。

日程のこともありますし、どこも、委員会の視察も重なると大変なので、もしできないなら無理かもしれませんが、年明け、寒い中、飯田市へ行くにはちょっと南のほうがいいかなとか思いながら、一回、ああいう場で、バスの中でいろいろ議論したり話をするというのも、比較的、情報共

有にはいい場所やなと僕思ったりもしますので、そういうことも考えてますので、お願いします。

はい、5番 加藤輔之君。

○5番（加藤輔之君）

5番のところの請願・陳情、要望についてっていうところやけど、6月議会に向けて政策提案を一つ出したんやけども、議会運営委員会の済んだ昼からやったかな。時間切れで駄目だった。ということで、議長に預けたんだけど、ただ、従来どおりやっていくということでもいいのかな。

○委員長（熊谷隆男君）

市民政策提案は、あれ手順としたら、議会運営委員会に付託やったね。15日前にはもらったで、議会運営委員会で取り計らって、それを取り扱うかどうかも検討を、議長判断でなく、議会運営委員会でするんやなかったかな。

それで、そこら辺まで行ってないもんで、今度は事前に出していただければ、それは一回、議会運営委員会に諮ってみて、ただ、却下されれば、これは政策提案にふさわしくないということであれば、議会運営委員会が却下するということになってくるんじゃないでしょうか。

○5番（加藤輔之君）

はい、了解。

○委員長（熊谷隆男君）

まあ、出されたやつも学校のあれやと思いますけども、一回、そういう定義で。

それで、さっきのことで言えば、やっぱり出なかったやつはもう文書にして、その返答をするっていうことは必要かもしれんよね。何で出したのに返答がないっていう人が結構あるので、特にそういう提案の場合、地域要望か何か。それは、大人になって、文書で返答したほうがいいかもしれないなと思います。

はい。

○1番（熊谷隆男君）

この間、陳情書みたいなやつが来とったよね。中国人の。あれも返答するか。資料配布だけにしたのか、どういう状況になっとるのか、メールで送っていただいてあるんで、それは何。

○委員長（熊谷隆男君）

あれは行われた時点で資料配布です。

あれをみんなに配るということは、もう資料配布をしたという。昔、棚に紙を入れたと同じことです。

○1番（柴田増三君）

それはそれで、いいけど、例えばそうなると、今度は資料配布にした理由やとかいうのは、議長が資料配布にしましたよということも。

○委員長（熊谷隆男君）

そこまでやらない。

うちでは取り扱えませんで十分なんです。そんな理由なんて考える必要なんか無駄な時間。もう

諮りもしない。ふざけたやつも来る。もう自分ところの道が悪いっていうやつも、ここは何にしようが、ラグビーやとったら体の骨が折れたので、そういう補償をどうしてほしいとか、そんなやつがあるわけですよ。

そんなの何で扱わんかなんて、理由なんか考えることはない。これは当議会では扱うに値しませんで十分な返答であるので、そんなに気を遣うことはない。何でも間でも当たれば得みたいな請願ってあるわけですよ。誰かが応援してくれればもうけもんみたいな。

それはもう毅然とそんなものに気づかせなく俺はやれ。ただ、それを出す必要があるかと。

それを今度、検討するので、考えてください。

出すものとすれば、例えば、瑞浪市から出とるようなものであるとか、この間医師会のやつがあったよね。带状疱疹か。带状疱疹の場合は、加盟してみえる方が市内にも医者で見えたということもあって、やっぱり地域の問題であるという認識と、それから、もう一つが、榛葉議員から上がった子どもについても、大きなもので、全国的に取り上げてる議会の数やと、議長のところへ来たときにはまずそれを調べるもので、大体がどこが出しとる、意見書を出しとるというやつは調べるので、それによって対応すると。

そんなようなことも含めて、今度、議論しますので、もう一回考えてください。今のような話をそのときにしてもらおうと、議論になるということです。

よろしいですか。

それでは、予定、なるべく早めにお示ししますので、宿題で出した1、3、6については、ある程度自分の意見を考えてきてください。

それでは、これをもちまして、第3回議会改革特別委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。ご苦労様でした。

午後2時19分 閉会